

第 451 回佐賀地方最低賃金審議会

1 日時 令和 7 年 8 月 26 日 (火) 16 : 39 ~ 17 : 03

2 場所 佐賀第 2 合同庁舎 5 階 共用大会議室 1

3 出席者

公益代表：甲斐委員（会長） 安永委員（会長代理） 佐々木委員、
早川委員、松本委員

労働者代表：東島委員、松尾委員、諸富委員、彌常委員、山口委員

使用者代表：狩野委員、西岡委員、浜村委員、平野委員、福母委員

事務局：城労働局長、恒吉労働基準部長、河野賃金室長、
岩竹室長補佐

4 議題

- (1) 佐賀県最低賃金の改正について
- (2) 佐賀県最低賃金の改正決定に関する答申について
- (3) その他

○岩竹室長補佐

審議に入ります前に、事務局から御報告いたします。

本審議会は、全員参加されていますので、本審議会は最低賃金審議会令第5条第2項に規定されている定足数を満たしていることを御報告いたします。

それでは、甲斐会長、議事の進行をお願いいたします。

○甲斐会長

それでは、ただ今から第451回佐賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、議事次第の（1）佐賀県最低賃金の改正についてです。本年度の改正審議につきましては、専門部会において6回にわたり会議を開催し、委員の皆様には誠に熱心な議論を重ねていただきました。

議論の内容について、労使それぞれの専門部会委員ではない本審委員の皆様に、専門部会委員から伝達の時間が必要であれば、その時間を確保したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

（異議なし）

○甲斐会長

それでは、お手元に配付しております専門部会報告書に審議の概要がまとめられております。専門部会の報告書について、安永部会長代理から説明をお願いいたします。

○安永部会長代理

安永より報告書に基づいて、専門部会の内容を御報告させていただきます。

お手元にございます「佐賀県最低賃金の改正決定に関する報告書」、こちらが専門部会の報告書になります。以下、本文を読み上げさせていただきます。

当専門部会は、令和7年7月14日、佐賀地方最低賃金審議会において付託された佐賀県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので、報告する。

別紙1については後ほど読み上げます。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金の目安について（答申）」の考え方に基づき、最新のデータにより比較したところ、令和6年10月17日発効の佐賀県最低賃金、時間額956円、こちらは、令和5年度の佐賀県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙3のとおりである。

なお、中小企業・小規模事業者が事業を継続し、雇用を維持・確保しながら、収益力改善や継続的な賃金引上げの原資確保を図るため、下記のとおり政府等に対して要望する。要望事項について読み上げます。

1 業務改善助成金等の国及び県の助成金制度については、その活用について広く周知に取り組むとともに、最低賃金の引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者の利用が進み、賃金の引上げに結びつくよう、より一層丁寧な対

応を図ること。

- 2 価格転嫁対策について、他省庁と有機的な連携を図り、中小企業・小規模事業者が賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を図ること。

本文については以上となります。

2 ページ目、最低賃金の内容に関する別紙 1 について読み上げます。

別紙 1 佐賀県最低賃金

- 1 適用する地域 佐賀県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者にかかる最低賃金額 1 時間 1,030 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

- 6 効力発生日 令和 7 年 11 月 21 日

別紙 2 の生活保護費との比較についてはご覧のとおりです。同じく別紙 3 専門部会の名簿についても御覧のとおりですので、後ほど御確認ください。

報告書の内容については以上のとおりですけれども、専門部会の審議状況、報告書記載以外について、少し私から補足説明をさせていただきます。

本年度の最低賃金の引上げ額は 74 円で、時間額換算で 1,030 円となります。本年度の引上げ額が非常に大幅であること、また、審議回数も多かったのでこのような補足説明を行います。

具体的に説明いたしますが、佐賀県の引上げに関しては、中央最低賃金審議会における目安は C ランク、目安額は 64 円となっておりました。こちらを参考にしつつ最低賃金決定の法定 3 要素、これらのデータに基づき、佐賀県の実情を考慮し検討を行ってまいりました。3 要素とは御存知のとおり、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力、の 3 要素ですけれども、賃金につきましては、労使双方から各種資料に基づき賃上げ率についての御説明をいただきました。

簡単に御説明しますと、使用者側の方からは、賃金改定状況調査結果の第 4 表の C ランク、パート労働者の賃金上昇率が 4.4% であったため、こちらを軸にした数字をお示しいただきました。労働者側からは、連合佐賀の春季賃金妥結状況などを参考に、佐賀県内に本社がある地場事業者集計の 5.91% などを紹介いただきました。

また、通常の事業者の賃金支払能力ですけれども、こちらに関しては、県内企業の倒産企業数が紹介されました。昨年は、件数・金額ともに佐賀県は全国で最少でしたが、その一方で、今年の上半期においては 22 件と増加傾向にあるということについても説明がございました。加えて、労働分配率が佐賀県においては 80% 台という状況であるなか、原材料高騰、人材不足の中の賃上げの影響の高さというところも指摘されておりました。価格転嫁が十分な状況でなく、賃上げ原資を確保することが難しい企業が多く存在しており、引き続き政府の支援が必要であると、そういった現実も紹介されました。他方で、本年においては、特に労働者の生計費というところに着目をしたところです。佐賀市の消費者物価指数を

参考にしたところ、対前年上昇率、昨年 2024 年 10 月から今年 2025 年 6 月の平均値では、全国 3.92 に対して佐賀市は 3.9 となっておりました。ただ、これを食料の消費者物価指数でみた場合、昨年対前年上昇率の平均値が 7.68 という高水準を示しておりました。全国の平均値が 6.41 に対して、佐賀市の平均値が 7.68 です。このように佐賀市の食料の消費者物価指数が全国を大きく上回り推移しており、特に最低賃金近傍の労働者の生活と健康に与える影響が懸念されることから、この点に強く着目して、その他の要素を参考にしつつ、本年度の引上げ額 74 円という数字を導き出した、という議論経緯となります。

併せて、今年度に関しては効力発生日につきましては、法定の効力発生日ではなく、11 月 21 日という指定日発効という形をとりました。これにつきましては、出来る限り早い段階での発効という公益的な要請はございますが、他方で近年の地域別最低賃金の大きな引上げ額、これによって影響率が大幅に上昇しているということもありますので、最低賃金改定に必要となる賃金原資の確保という点で、事業者への配慮の必要があるということに着目しまして、今年度に関しては、指定日発効として 11 月 21 日と、少し延びたという議論経緯がございました。

私からの報告は以上となります。

○甲斐会長

はい、ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明、御報告につきまして何か御意見・御質問等ございませんでしょうか。特に専門部会以外の委員の皆様から質問等ありましたらおっしゃっていただければと思います。よろしいでしょうか。

(意見、質問なし)

○甲斐会長

それでは、佐賀県最低賃金の改正については、採決をしたいと思います。

佐賀県最低賃金については、専門部会報告のとおり、引上げ額を 74 円とし、1 時間 1,030 円とする。効力発生日については、指定日発効で令和 7 年 11 月 21 日とすることについて採決を行いたいと思います。

採決を行ってよろしいでしょうか。

○西岡委員

使用者側からでございますけれども、採決については、退席をさせていただきたいと思います。

[使用者側委員退室]

○甲斐会長

それでは、採決をしたいと思います。

部会からの報告、引上げ額を 74 円とし、1 時間 1,030 円とする。効力発生日については、指定日発効で令和 7 年 11 月 21 日とすることについて採決したいと思

います。

賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手：公益側4、労働者側5)

反対の方は、挙手をお願いいたします。退席をされた方は反対ということでカウントさせていただきます。

(退席：使用者側5)

従いまして、佐賀県最低賃金につきましては、出席者の過半数の賛成で報告書の内容のとおり、決することといたします。

それでは、議事次第の(2)佐賀県の最低賃金の改正決定に関する答申ですが、事務局、答申文案の配付をお願いいたします。

[使用者側委員入室]

(答申文案の配付)

○甲斐会長

それでは、お手元に届きましたでしょうか。では、朗読をお願いいたします。

○河野賃金室長

では、事務局から答申文案を朗読させていただきます。

令和7年8月26日、佐賀労働局長城寿克殿、佐賀地方最低賃金審議会会长甲斐今日子、佐賀県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和7年7月14日付け佐労発基0714第4号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので答申する。

本年度の改定額は、県内企業を取り巻く経営環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しさを増していることは当審議会としても認識しているところである。

一方で、消費者物価とりわけ食料をはじめとする生活必需品の高騰により、佐賀県最低賃金額に近い賃金水準の労働者の生活は一層厳しくなっていることが考えられ、セーフティネットとしての最低賃金の意義を強く意識して審議し、この結論に達したものであることを報告する。

効力発生日については、近年の地域別最低賃金の大きな引上げにより影響率が大幅に上昇していることに伴い、企業の必要な準備期間への配慮として、令和7年11月21日とした。

また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金改定の目安について(答申)」の考え方に基づき、最新のデータにより比較したところ、令和6年10月17日発効の佐賀県最低賃金(時間額956円)は、令和5年度の佐賀県の生活保護を下回っていなかつたことを申し添える。

なお、中小企業・小規模事業者が事業を継続し、雇用の維持・確保できるよう、収益力改善や賃上げ原資の確保を図るため、政府等において諸対策の実施・検討

を行うこと等を当審議会として下記付帯決議する。

記

- 1 業務改善助成金等の国及び県の助成金制度についてはその活用について、広く周知に取り組むとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者の利用が進み、賃金引上げに結びつくよう、より一層丁寧な対応を図ること。
- 2 価格転嫁対策について、他省庁と有機的な連携を図り、中小企業・小規模事業者が賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を図ること。以上。

別紙1 佐賀県最低賃金

- 1 適用する地域 佐賀県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間1,030円
- 5 この最低賃金において、賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日 令和7年11月21日

別紙2 佐賀県最低賃金と生活保護との比較について

- 1 最低賃金
 - (1) 件名 佐賀県最低賃金
 - (2) 最低賃金額 時間額956円
 - (3) 発効日 令和6年10月17日
- 2 生活保護費
比較対象者 12~19歳・単身世帯者
 - (1) 対象年度 令和6年度
 - (2) 生活保護費(令和5年度) 生活補助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の佐賀県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(91,817円)
- 3 生活保護にかかる施策との整合性について
令和6年10月17日発効の佐賀県最低賃金の1か月換算額と、上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、佐賀県最低賃金が下回っているとは認められなかった。
以上です。

○甲斐会長

ありがとうございます。

それでは、皆様、以上の答申文でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○甲斐会長

はい。御異議がないようですので、これで佐賀労働局長へ答申いたします。

(答申文を局長に手交)

○甲斐会長

それでは、局長お願いいいたします。

○城労働局長

ただ今、甲斐会長から答申をいただきました。

委員の皆様方には連日の猛暑の中、専門部会において6回にわたり丁寧に御審議いただきましたことについて、感謝を申し上げます。

特に本日は、昼食抜きで御議論いただいたと聞き及んでおり大変恐縮しているところでございます。

審議に当たっては、先ほど、安永部会長代理からもお話がございましたとおり、法定3要素のデータや県内経済雇用の実態等を見極めつつ、これらに則した議論をいただいたところであります。改めて感謝を申し上げます。

佐賀労働局といましましては、佐賀県を始め、関係機関、団体等と連携し、改定後の最低賃金額の周知はもとより企業の皆様、特に中小・零細事業者の皆様方へ寄り添った支援を行ってまいります。加えて、本日いただきました答申に記載されております行政への要望についても丁寧に対応をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、改定後の金額や各種支援策の周知についてそれをお立場での御支援を引き続き賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、委員の皆様方、大変ありがとうございました。

○甲斐会長

それでは、次に議事次第（3）その他ですが、事務局何かござりますか。

○河野賃金室長

本日の答申に対して、異議のある者の申し出を受けるため、本日付で9月10日（水）まで本庁舎掲示板に公示をいたします。最低賃金法に基づき、9月10日（水）までが公示期間となっております。例年、異議申出がなされておりまして、今年度も提出が見込まれておりますので、9月16日（火）午後2時から審議会を開催させていただきたいと思っております。日程の確保について、どうぞよろしくお願いいいたします。以上です。

○甲斐会長

はい、他に何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（意見なし）

○甲斐会長

それでは、本日の審議会はこれで終了いたします。

なお、本日の議事録の署名につきましては、労働者側は東島委員、使用者側は

狩野委員にお願いします。

長時間にわたり熱心な議論をいただきまして大変ありがとうございました。
これをもちまして審議会を終了したいと思います。ありがとうございました。

会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
